

医療施設等災害復旧費補助金の交付申請等について
(医療施設等災害復旧費補助金を申請される補助事業者の担当者様へ)

1. はじめに

医療施設等災害復旧費補助金（以下「本補助金」と言います。）につきましては、厚生労働省による実地調査（査定）の後、厚生労働省より県を通じて国庫補助額の内示をしているところです。

その後、補助事業者（被災施設）においては交付申請の手続きを行っていただき、本補助金の交付を受けることとなります。

ここでは、本補助金の内示後の交付申請手続き等についてご説明いたしますので、本資料及び医療施設等災害復旧費補助金交付要綱を熟読いただき、申請手続きに臨んでいただけますようよろしくお願い申し上げます。

2. 交付申請に必要な書類等について

交付申請に必要な手続きについては「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に記載しております。

- ①交付申請書（様式は交付要綱の第2号様式）
- ②経費所要額調（様式は交付要綱の別紙1のとおり）
- ③事業計画書（様式は交付要綱の別紙2のとおり）
- ④添付書類
 - ・補助対象区域の工事設計図
 - ・工事仕訳書
 - ・歳出歳入予算書の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

書類に不備がありますと、差し戻しとなり交付決定に時間がかかってしまいますので、遺漏無いように準備をしてください。

※様式の電子媒体につきましては、厚生労働省ホームページに掲載しております。

3. 交付申請において申請する金額について

原則として内示額を申請されることとなりますが、査定実施後又は内示後に入札を行った等の事情により所要額が減った場合には、その分を減額して申請してください。

4. 交付申請書の提出先について

各県の担当課へご提出ください。

県名	担当課	電話番号	住所
青森県	健康福祉部医療薬務課	017-722-1111	〒030-0861 青森市長島 1-1-1
岩手県	保健福祉部医療推進課	019-651-3111	〒020-0023 盛岡市内丸 10-1
宮城県	保健福祉部医療整備課	022-211-2111	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-8-1
福島県	保健福祉部地域医療課	024-521-1111	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
茨城県	保健福祉部医療対策課	029-301-1111	〒310-0852 水戸市笠原町 978-6
栃木県	保健福祉部医事厚生課	028-623-2323	〒320-0027 宇都宮市塙田 1-1-20
千葉県	健康福祉部医療整備課	043-223-2110	〒260-0855 千葉市中央区市場町 1-1
新潟県	福祉保健部医務薬事課	025-285-5511	〒950-0965 新潟市中央区新光町 4-1

5. 実績報告書の作成について

復旧事業が完了いたしましたら、実績報告書を出すこととなります。提出は各県担当課を通じて提出してください。

実績報告の提出期限については、以下のいずれか早い日となります。

- ①災害復旧工事が完了してから1か月以内
- ②平成24年4月10日

なお、事業が平成23年度中に完了する見込みであったが、やむをえない理由によって完了せず、繰越の承認を受けて平成24年度にわたる時は、平成24年4月10日までに、「年度終了実績報告書」を、事業終了後1か月以内に「実績報告書」を提出することとなっております。いずれも各県担当課へ提出してください。

6. 財産処分について

本補助金により整備した施設を処分（取り壊し、用途変更等）する場合には厚生労働大臣の承認が必要となります。

財産処分の必要が生じた場合には、各県担当課までご相談ください。

7. 手続きに関する問い合わせについて

不明な点がありましたら、各県担当課又は厚生労働省医政局医療経理室決算第一係（03-5253-1111 内 4190）までお問い合わせください。